

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条 第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条 第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条 第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共

に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女いずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議への組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(中略)は、平成13年1月6日から施行する。

野田市男女共同参画審議会条例

(設置)

第1条 本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）の策定及び円滑な実施の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、野田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画計画の策定、見直し及び実施に関し、必要な事項を調査審議し、答申する。

2 審議会は、前項の規定による答申のほか、男女共同参画に関して、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 人権擁護委員
- (2) 社会教育委員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

野田市男女共同参画審議会委員名簿

(任期:平成16年11月11日~平成18年11月10日)

区 分	氏 名	団 体 名 等
人権擁護委員	高 林 幸 雄	人権擁護委員
社会教育委員	染 谷 慧	野田市社会教育委員
各関係団体を代表する者	清 水 桂 子	野田市民生委員児童委員協議会
	藤 井 雅 美	野田市児童福祉審議会
	遠 藤 美和子	野田商工会議所女性会
	遠 藤 美 帆	連合千葉野田・流山地域協議会
	藤 井 愛 子	野田市婦人団体連絡協議会
	筒 井 圭 子	高齢社会をよくする女性の会
	古 谷 友 子	NPO法人のだフレンドシップ青い鳥
	小 沼 成 子	女性フォーラムせきやど
	奥 山 喜和子	野田市小中学校長会
	田 口 哲	野田市小中学校PTA連絡協議会
	渡 会 きよ子	ちば県北農業協同組合女性文化会
学識経験者	斎 藤 哲 瑯	川村学園女子大学教授
	国 松 実枝子	千葉家庭裁判所調停委員
その他市長が必要と認めた者	後 藤 勇	野田市自治会連合会

野田市男女共同参画推進庁内連絡会設置要綱

(設置)

第1条 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思による社会のあらゆる分野における活動への参画(以下「男女共同参画」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、野田市男女共同参画推進庁内連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 連絡会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に係わる施策の推進及び調整に関すること。
- (2) 男女共同参画に係わる施策の調査及び研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画に係わる施策に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は男女共同参画担当部長の職にある者、副会長は会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理し、連絡会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集する。

- 2 連絡会の会議の進行及び整理は、会長が行う。

(推進部会)

第6条 連絡会に男女共同参画推進部会(以下「推進部会」という。)を置く。

- 2 推進部会の委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、推進部会において必要があると認めるときは、市長の指名する職員5人以内を委員として加えることができる。
- 3 前項の市長が指名する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 推進部会に部会長及び副部会長各1人を置く。
- 5 部会長は男女共同参画課職員、副部会長は社会教育課生涯学習振興係長の職にある者をもって充てる。
- 6 推進部会は、男女共同参画に係わる施策の推進について調査研究し、連絡会に資料を提出する。

(参考意見の聴取)

第7条 連絡会及び推進部会において必要があると認めるときは、関係者の意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 連絡会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。

(委任)

第9条 この要綱の定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

附 則(平成8年9月30日野田市告示第11号)

中略

(施行期日)

1 この告示は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成15年6月4日野田市告示第70号)

この告示は、平成15年6月6日から施行する。

別表第1(第3条関係)

所属	職
企画財政部	企画調整課長 秘書広報課長
総務部	人事課長 行政管理課長
民生経済部	市民生活課長 商工課長 農政課長
保健福祉部	保健福祉部長 保健福祉部次長 社会福祉課長 高齢者福祉課長 児童家庭課長 人権施策推進課長 男女共同参画課長 保健センタ ー長
教育委員会	指導課長 社会教育課長 社会体育課長

別表第2(第6条第2項関係)

所属	職
企画財政部	企画調整課企画係長 秘書広報課広報広聴係長
総務部	人事課人事研修係長 行政管理課事務管理係長
民生経済部	市民生活課コミュニティ係長 商工課労政係長 農政課農政係長
保健福祉部	社会福祉課障害者福祉係長 高齢者福祉課高齢者福祉係長 介護保険 課給付係長 児童家庭課保育係長 人権施策推進課人権啓発係長 男 女共同参画課職員 保健センター指導係長
教育委員会	
学校教育部	指導課指導主事(1人)
生涯学習部	社会教育課生涯学習振興係長 中央公民館振興係長 社会体育課指導 係長

男女共同参画に関する用語

育児・介護休業法

育児・介護休業法（正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。）は、育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて日本の経済及び社会の発展に資することを目的とし、すべての事業所に適用される。

次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立をより一層推進するために、育児・介護休業法が改正された（平成 16 年 12 月 8 日公布、平成 17 年 4 月 1 日施行）。

M字型

日本の女性の年齢階級別の労働力率（労働力人口 / 15 歳以上の人口）は、出産・育児期に低下し、40 歳代で再び高くなる M 字カーブを描いている。就業を希望する人と労働力人口を加えて算出した潜在的労働力率を見ると、M 字のくぼみはほとんどなくなり、欧米の形状に近づく。このことから、結婚、出産、子育て期においても就業希望はあるものの、実際就業できない女性が多いことがわかる。

介護保険制度

老後の最大の不安要因である介護問題にこたえるため、高齢者が介護を要する状態になっても自立した生活を送ることができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が創設され、平成 12 年度にスタートした。被保険者は 40 歳以上の人で、これらの人が要介護状態又は要介護状態となるおそれのある状態になった場合（40 歳～64 歳の方は老化に起因する疾病が原因の場合）、在宅・施設の両面にわたって必要な介護サービスが提供される。

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要となる。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書で取り決めたもの。

間接差別

外見上は、性中立的な規定、基準、慣行等が、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与え、しかもその基準等が職務と関連性がない

等合理性・正当性が認められないものを指す。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に生む平均こども数を表す。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている。

シェルター

暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所のことで、女性に対し、居住場所や食事などを提供し、様々な相談に応じるなど、女性に対する支援を行っている。一般的にシェルターとは、民間団体が運営するものを指すことが多い。

次世代育成支援対策推進法

平成16年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、公布された。この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うことを目的として、具体的には301人以上の労働者を雇用する事業主が、16年度末までに「一般事業主行動計画」を策定し、平成17年4月1日以降、速やかに届け出なければならないというもの。雇用する労働者が300人以下の事業主にも、同様の努力義務がある。

ストーカー規制法

平成12年5月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が成立し、同年11月24日に施行された。この法律では、「ストーカー行為」の前段階の行為である「つきまとい行為等」について、警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令により規制を行うとともに、「ストーカー行為」や「禁止命令違反」について、罰則により処罰を行うこととなっている。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申し出に応じて、警察本部長等が自衛措置等の教示等の援助を行うことも規定されている。

性の商品化

女性の性を人格から切り離して、金銭的に評価可能な「物」として取り扱うことをいう。売買春やポルノグラフだけでなく、女性のセックスアピールを興味本位に取り扱った広告など、多様なものが含まれる。

セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する調査報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成 16 年 3 月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである」と定義している。

また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成 10 年労働省告示第 20 号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定し、改正男女雇用機会均等法（平成 11 年 4 月施行）の第 21 条では、セクシュアル・ハラスメントの防止について事業主の雇用管理上の配慮義務と定め、これにより事業主は従業員に対する防止のための研修などの意識づけ、発生した際の相談窓口の設置などに取り組むことが求められるようになった。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行された。

男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法（正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。）は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。平成 11 年 4 月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理すべての段階における女性に対する差別が禁止された。

ドメスティック・バイオレンス

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となるが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

なお、内閣府においては、DVという言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」、「夫(妻)・パートナーからの暴力」という言葉を使っている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年4月、「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」が成立した(同年10月13日施行)。この法律は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が、自らが設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり一時保護を行うほど「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令について規定している。

また、平成16年6月に「改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立し、同年12月2日施行された。主な内容としては、「配偶者からの暴力」の定義を拡大するとともに、保護命令制度の拡充、国の基本方針及び都道府県の基本計画の策定、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施等の措置を講ずるほか、被害者の自立支援等について規定している。

ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組みを行う企業のことをいう。ファミリー・フレンドリー企業は、企業にとって、労働者のモラルの向上、人材の確保、欠勤の減少等のメリットがあり、労働者にとっても、家族とのコミュニケーションの増大、仕事の満足度の向上、ストレスの減少等のメリットがある。

ファミリー・サポート・センター事業

急な残業の際などの変動的、変則的な保育・介護ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター(地域において育児・介護の相互援助活動を行う会員組織)を設置し、会員による相互援助を活動を支援する市町村に対し、厚生労働省が必要な経費の援助を行う。

フレックスタイム制

1カ月以内の一定期間(清算期間)における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各自の始業及び就業の時刻を自主的に決定し働く制度で、労働者とその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするもの。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。男女共同参画社会基本法第2条では、「積極的改善措置」として規定されている。

メディア・リテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいう。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも少なくない現状である。メディアの健全な発達のためには、批判的な読書・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、メディア・リテラシーの向上を図ることが必要となる。

ライフステージ

人間の一生を段階区分したもの。例えば出生、乳幼児、就学、成年、高齢の各期に区分したりする。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。